

果樹共済のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉

この説明書は、果樹共済への加入にあたり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともにこの説明書で不明な点がございましたら、山口県農業共済組合（以下、「組合」といいます。）にお問い合わせください。

ご加入についての事項

・加入及び共済関係の成立

うんしゅうみかん、なつみかん、なし（以下、これらの樹種を総称して「共済目的」といいます。）のいずれかの栽培面積が5アール以上の方が加入できます。

加入については、半相殺方式、災害収入共済方式があり、いずれかを選択できます。なお、災害収入共済方式を選択される場合は、一定の要件があります。

(1) 半相殺方式減収総合一般方式

類区分（早生種、普通種などの区分）ごとの栽培面積が5アール以上の方が加入できます。

(2) 半相殺方式特定危険減収暴風雨方式

類区分ごとの栽培面積が5アール以上、かつその栽培面積の合計が20アール以上の方が加入できます。

(3) 災害収入共済方式

栽培面積が5アール以上で、その生産量のおおむね全量を農業協同組合等に出荷され、過去5年間の出荷数量、価格の資料が得られかつ、今後も生産量のおおむね全量を農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる方が加入できます。

加入される方は、別途定めています果樹共済加入申込書（以下、「加入申込書」といいます。）に必要事項を記入・捺印して加入申込期間に組合に申込み、組合がその申込みを受諾したときに共済関係が成立します。

なお、加入申込書には、栽培している果樹すべてについて正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときは、共済関係の解除や、共済金のお支払いができなくなる場合がありますので、特にご留意願います。

加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付かれたときは、速やかに組合までご連絡下さい。

・共済責任期間（補償期間）

共済金の支払対象となる損害が発生し、一定の損害があったとき、組合が加入者に共済金を支払う責任が発生し得る期間をいいます。

(1) 半相殺方式のうち減収総合一般方式

◎うんしゅうみかん・なつみかん

春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年（なつみかんにあっては翌々年）の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(2) 半相殺方式のうち特定危険減収暴風雨方式

◎うんしゅうみかん

開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

(3) 災害収入共済方式

◎なし

花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間

（※ただし、その地域の通常の時期が原則です。）

・共済金額（補償額）

共済責任期間に補償される最高限度額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。

(1) 半相殺方式（減収総合一般方式・特定危険方式）

共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、農林水産大臣が定める果実の1kg当たり価額に当該地域の標準的な収穫量を基礎として樹園地ごとに定めた標準収穫量の合計を乗じた額に4割を乗じた金額から7割（特定危険方式は8割）を乗じた金額までの範囲内で加入者が選択された金額

(2) 災害収入共済方式

共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、出荷場、農業協同組合等の出荷資料を基に定めた基準生産金額に4割を乗じた金額から8割を乗じた金額までの範囲内で加入者が選択された金額

・共済関係の解除

次の理由により、組合は共済関係を将来に向かって解除できるものとします。

(1) 正当な理由がなく共済掛金の払込みが遅延したとき

(2) 加入申込みをされ組合が受諾の際に、加入される方が悪意若しくは重大な過失によって重要な事実を告げず、又は重要な事項について不実のことを告げられ、組合がその事実を知ったとき

共済関係を解除した場合には責任が開始していても掛金の払戻しは致しません。また、共済事故が生じた後に解除した場合でも、その損害を補償することはできません。すでに共済金をお支払いしていた場合はその返還を請求することができます。

共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下、「共済事故」といいます。）は加入方式により次のとおりとなっています。

(1) 半相殺方式減収総合一般方式

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因による災害、地震の害、噴火の害、地すべりの害、火災、病害、虫害、鳥害、獣害による果実の減収

隔年結果による減収は対象から除きます。

(2) 半相殺方式特定危険減収暴風雨方式

最大風速13.9メートル毎秒以上又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨による倒木、落果、著しい傷による果実の減収

塩害は対象から除きます。

(3) 災害収入共済方式

半相殺方式減収総合一般方式に掲げた共済事故による果実の減収及び品質の低下を伴う生産金額の減少。隔年結果での減収、市場価格の下落による生産金額の減少は対象から除きます。

支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、次のような場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 組合員又はその代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害
(その親族が、組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く)
- (4) 組合員が、植物防疫法の規定に違反したとき

共済金の支払いについての事項

・共済金

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の引受方式ごとにお支払いをします。

- (1) 半相殺方式
共済目的の種類等ごとに、減収量が組合の定める基準収穫量の3割(特定危険減収暴風雨方式は2割)を超えたとき
- (2) 災害収入共済方式
共済目的の種類等ごとに、品質を含む実収穫量が組合の定めた基準収穫量に達しない場合で、果実の生産金額が組合の定めた基準生産金額の8割に達しなかったとき

共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には共済金の全部又は一部につき、お支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 組合員が共済事故発生の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき
- (2) 組合員が、申込みに係る果実に関する事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によって通知せず、又は不実の通知をしたとき
- (3) 組合が共済規程で定める共済掛金の分納(延納)をする組合員

が、正当な理由なく規定に違反し、第2回目の共済掛金の払込みが遅滞したとき

(4) 組合員が、果樹の品種又は栽培方法を、申し込みをした品種又は栽培方法以外のものに変更したとき

(5) 組合員が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害

(6) 組合員が損害防止の指示に従わなかったとき

加入者の義務についての事項

・損害発生通知

組合員は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受ける損害があると思われたときは、遅滞なく組合へ通知して下さい。通知が無い場合適正な損害評価が行われず、減収量の算定ができないため、お支払いができなくなることがあります。

・損害防止の義務

組合員は共済目的について通常すべき管理、その他損害防止に努めていただき、これらの努めを怠ったことによる損害であると認められるときは、その損害に係る部分については共済事故による損害として取り扱うことができません。

個人情報の取扱いについての事項

- (1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、損害評価の認定、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに共済金支払責任の一部を、農林水産省と保険関係を締結して危険の分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。